

株主の皆さまへ

第71回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

当社の新株予約権等に関する事項
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

平成28年5月26日

株式会社ヨロズ

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 平成21年11月16日開催の取締役会決議による新株予約権

① 名称

株式会社ヨロズ2009年度発行新株予約権

② 新株予約権の発行価格

無償

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたり91,190円（1株あたり911円90銭）

ただし、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

株式1株あたり1円

⑤ 新株予約権の行使期間

平成21年12月3日から平成51年12月2日まで

⑥ 新株予約権の行使条件

上記⑤行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由

新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

⑨ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類と数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	179個	普通株式 17,900株	2名

(2) 平成22年11月18日開催の取締役会決議による新株予約権

① 名称

株式会社ヨロズ2010年度発行新株予約権

② 新株予約権の発行価格

無償

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたり117,318円（1 株あたり1,173円18銭）

ただし、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

株式 1 株あたり 1 円

⑤ 新株予約権の行使期間

平成22年12月 4 日から平成52年12月 3 日まで

⑥ 新株予約権の行使条件

上記⑤行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由

新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

⑨ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類と数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	203個	普通株式 20,300株	3名

(3) 平成23年11月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 名称
株式会社ヨロズ2011年度発行新株予約権
- ② 新株予約権の発行価格
無償
- ③ 新株予約権の払込金額
新株予約権 1 個あたり151,219円（1 株あたり1,512円19銭）
ただし、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
株式 1 株あたり 1 円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成23年12月 3 日から平成53年12月 2 日まで
- ⑥ 新株予約権の行使条件
上記⑤行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- ⑨ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類と数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	181個	普通株式 18,100株	3名

(4) 平成24年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 名称
株式会社ヨロズ2012年度発行新株予約権
- ② 新株予約権の発行価格
無償
- ③ 新株予約権の払込金額
新株予約権 1 個あたり94,247円 (1 株あたり942円47銭)
ただし、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
株式 1 株あたり 1 円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成24年12月 4 日から平成54年12月 3 日まで
- ⑥ 新株予約権の行使条件
上記⑤行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- ⑨ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類と数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	360個	普通株式 36,000 株	4 名

(5) 平成25年11月12日開催の取締役会決議による新株予約権

① 名称

株式会社ヨロズ2013年度発行新株予約権

② 新株予約権の発行価格

無償

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたり 161, 203円 (1 株あたり 1, 612円03銭)

ただし、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

株式 1 株あたり 1 円

⑤ 新株予約権の行使期間

平成25年12月 3 日から平成55年12月 2 日まで

⑥ 新株予約権の行使条件

上記⑤行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由

新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

⑨ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類と数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	211個	普通株式 21, 100株	4名

(6) 平成26年11月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 名称
株式会社ヨロズ2014年度発行新株予約権
- ② 新株予約権の発行価格
無償
- ③ 新株予約権の払込金額
新株予約権 1 個あたり176,631円（1 株あたり1,766円31銭）
ただし、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
株式 1 株あたり 1 円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成26年12月 4 日から平成56年12月 3 日まで
- ⑥ 新株予約権の行使条件
上記⑤行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由
新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
- ⑨ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類と数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	203個	普通株式 20,300株	4名

(7) 平成27年11月10日開催の取締役会決議による新株予約権

① 名称

株式会社ヨロズ2015年度発行新株予約権

② 新株予約権の発行価格

無償

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたり 199,446円 (1 株あたり 1,994円46銭)

ただし、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

株式 1 株あたり 1 円

⑤ 新株予約権の行使期間

平成27年12月2日から平成57年12月1日まで

⑥ 新株予約権の行使条件

上記⑤行使期間内において、当社の取締役ならびに執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができる。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分ができないものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由

新株予約権者が、法令または当社の内部規定に対して重大な違反をした場合において、当社は新株予約権者の新株予約権全部を無償で取得することができるものとする。その他の取得事由及び条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。

⑨ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類と数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	193個	普通株式 19,300株	4名

2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の内容

前記1.(7)の①から⑧に記載したとおりであります。

(2) 上記新株予約権のうち当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類と数	交付者数
当社使用人	185個	普通株式 18,500株	20名

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ① 連結子会社数 20社
- ② 連結子会社の名称

(株)ヨロズ栃木、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ愛知、(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズオートモーティブアドブラジル社、ヨロズタイランド社、ワイ・オグラオートモーティブタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司、ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社、ヨロズオートモーティブインドネシア社

ヨロズオートモーティブアラバマ社については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ヨロズアメリカ社、ヨロズオートモーティブテネシー社、ヨロズオートモーティブアラバマ社、ヨロズオートモーティブノースアメリカ社、ヨロズメヒカーナ社、ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社、ヨロズタイランド社、ワイ・オグラオートモーティブタイランド社、ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社、广州萬宝井汽車部件有限公司、武漢萬宝井汽車部件有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社

主としてたな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 貯蔵品

最終仕入原価法

在外連結子会社

主として、先入先出法による低価法によっております。

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

a 当社及び国内連結子会社

(イ)リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

- b 在外連結子会社
 - (イ)リース資産以外の有形固定資産
定額法
 - (ロ)リース資産
リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。
- ② 無形固定資産
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- (4) リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外連結子会社の資産・負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) ヘッジ会計の方法
原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。
金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。
通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合には、為替

予約等の振当処理を採用しております。

a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金利息

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書および当連結会計年度末の資本剰余金への影響は軽微であります。

また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 (単位：百万円)

建物及び構築物	477
機械装置及び運搬具	2,246
工具、器具及び備品	96
土地	403
合 計	3,225

担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	3,650
長期借入金	1,200
合 計	4,850

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 100,261百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 25,055,636株
 2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	990百万円	40.00円	平成27年3月31日	平成27年6月10日
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	842百万円	34.00円	平成27年9月30日	平成27年12月11日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	470百万円	19.00円	平成28年 3月31日	平成28年 6月10日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
 普通株式 233,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にサスペンション等の輸送用機器部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入等)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引に関しては、通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引、金利スワップ及び通貨オプション、通貨スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている

「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。為替予約取引及び通貨オプション、通貨スワップ取引に関する社内管理規程に基づき、事前に取締役会の承認を得て実施し、取引の状況は取締役会へ報告しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち65.80%が大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位：百万円)

	連 結 貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	22,336	22,336	—
受取手形及び売掛金	21,771	21,771	—
投資有価証券	6,706	6,706	—
資 産 計	50,815	50,815	—
支払手形及び買掛金	16,678	16,678	—
長期借入金	17,563	17,597	34
負 債 計	34,241	34,276	34
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金

現金及び預金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	142

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法」の「投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,214円55銭
2. 1株当たり当期純利益	149円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、評価方法は移動平均法によっております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主としてたな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

a 製品・仕掛品（量産品）、部分品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b その他の製品・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 貯蔵品

最終仕入原価法

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ)リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとした定額法により算定する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間（1年未満の端数を切り捨てた年数）に基づく定率法により、発生年度から償却しております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合には、為替予約等の振当処理を採用しております。

a ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金金利

当社においては、その目的、内容、取引相手、リスクについて、事前に取り締役会の承認を得て実施し、それに基づき、金利・為替変動リスクをヘッジしております。

b ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

通貨スワップは振当処理の要件を充たしているものは、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以降実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 (単位：百万円)

建物	463
構築物	14
機械及び装置	2,246
工具、器具及び備品	96
土地	403
合 計	3,225

担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	3,650
長期借入金	1,200
合 計	4,850

2. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 46,025百万円

3. 保証債務等

①下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。

(単位：百万円)

ヨロズオートモーティブテネシー社	2,253
ヨロズオートモーティブグアナファト メヒコ社	2,963
合 計	5,217

②下記の会社への貸付金を金融機関に譲渡しており、買戻義務を負っております。

ヨロズオートモーティブテネシー社 3,380百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (単位：百万円)
(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	17,120
短期金銭債務	5,134

(損益計算書に関する注記)

(単位：百万円)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	13,579
仕入高等	32,092
営業取引以外の取引による取引高	1,433

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 285,877株

(税効果会計に関する注記)

(単位：百万円)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	27
賞与引当金・役員賞与引当金	120
未払金・未払費用	136
長期未払金	66
投資有価証券及び	
ゴルフ会員権評価損	188
関係会社株式評価損	34
固定資産減損額	27
貸倒引当金	137
その他	190
繰延税金資産小計	<u>930</u>
評価性引当額	<u>△626</u>
繰延税金資産合計	<u>304</u>

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△28
その他有価証券評価差額金	<u>△1,003</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,031</u>
繰延税金負債の純額	<u>△727</u>

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	259
固定負債－繰延税金負債	△987

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱ヨロズ栃木	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	材料の 有償支給	7,502	有償支給 未収入金	639
				部品の 仕入等	7,994	買掛金	690
子会社	㈱ヨロズ大分	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	材料の 有償支給	16,484	有償支給 未収入金	1,234
				部品の 仕入等	14,666	買掛金	1,326
子会社	㈱庄内ヨロズ	82.00% (5.00%) (注1)	当社の仕入先 役員の兼任	資金の借入 (注2)	△131	短期借入金	1,214
子会社	㈱ヨロズエンジ ニアリング	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	契約に基づく 仕入債務の 立替支払	3,491	未収入金	1,726
子会社	ヨロズアメリカ 社	100.00%	当社の仕入先 役員の兼任	増資の引受 (注6)	1,892	—	—
子会社	ヨロズオートモ ーティブテネシ ー社	85.01% (85.01) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	金型設備・部 品の売上等	3,876	売掛金	1,780
				資金の貸付 (注2)	△6,008	短期貸付金	—
				債権譲渡 (注4)	3,380	—	—
				債務保証 (注5)	2,253	—	—
子会社	ヨロズメヒカー ナ社	89.37%	当社の販売先 役員の兼任	金型設備・部 品の売上等	2,719	売掛金	1,234
子会社	ヨロズオートモ ーティブグアナ ファトデメヒコ 社	93.00% (5.00%) (注1)	当社の販売先 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	△4,424	長期貸付金	—
				債務保証 (注5)	2,963	—	—
				増資の引受 (注6)	2,263	—	—
子会社	ヨロズオートモ ーティバドブラ ジル社	70.00%	当社の販売先 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	△1,736	短期貸付金	—
				増資の引受 (注6)	1,736	—	—
子会社	ヨロズタイラ ンド社	90.00%	当社の販売先 役員の兼任	資金の借入 (注2)	△3,605	短期借入金	—
子会社	武漢萬宝井 汽車部件 有限公司	51.00%	当社の販売先 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	325	短期貸付金	4,507
				△816	長期貸付金	1,070	

子会社	ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社	97.20%	当社の販売先 役員の兼任	金型設備・部 品の売上等	1,131	売掛金	1,589
子会社	ヨロズオートモーティブインドネシア社	97.40%	当社の販売先 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	△3,922	長期貸付金	—
				増資の引受 (注6)	3,163	—	—

- (注) 1 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数であります。
- 2 各社に対する貸付及び借入に伴う利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金の貸付及び借入の取引金額は前期末残高からの増減額を表示しております。
- 3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 4 ヨロズオートモーティブテネシー社への貸付金を金融機関に譲渡しております。
- 5 債務保証は金融機関からの借入に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。
- 6 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

3,050円79銭

1株当たり当期純利益

143円36銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。